

堺市令和 8 年度第 1 回公募公債（20 年・定時償還） 発行要項

1. 発 行 者 の 名 称 堺市
2. 発 行 総 額 金 65 億円
3. 発 行 の 目 的 一般会計債、借換債等に充当するため。
4. 各 債 券 の 金 額 1,000 万円
5. 振 替 法 の 適 用 本公債は社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)の適用を受けるものとし、同法第 113 条で準用する同法第 67 条第 1 項の規定に基づき本公債の証券は発行しない。
6. 利 率 年 3.481 パーセント
7. 発 行 価 額 額面 100 円につき金 100 円
8. 償 還 金 額 額面 100 円につき金 100 円
9. 償還の方法及び期限
 - (1) 本公債の元金は、令和 9 年 1 月 22 日を第 1 回償還期日とし、令和 28 年 7 月 20 日を最終償還期日として、令和 28 年 1 月 22 日まで毎年 1 月 22 日及び 7 月 22 日の各償還期日に各公債の金額当たり 250,000 円を償還し、最終償還期日にその残額全部を償還する。
 - (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (3) 買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
10. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本公債の利息は、発行日の翌日から最終償還期日までこれをつけ、令和 9 年 1 月 22 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 1 月 22 日及び 7 月 22 日の 2 回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、最終償還の場合に半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算する。
 - (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (3) 最終償還期日後は利息をつけない。
11. 申 込 期 日 令和 8 年 7 月 10 日
12. 募 入 方 法
応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。
13. 払 込 期 日 令和 8 年 7 月 22 日
14. 募集の受託会社
株式会社三菱UFJ 銀行
15. 引受並びに募集取扱会社
S M B C 日興証券株式会社 (代表)、野村証券株式会社 (代表)、大和証券株式会社 (代表)
16. 振 替 機 関
株式会社証券保管振替機構
17. 発行代理人及び支払代理人
前項の振替機関が定める業務規程に基づく発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱UFJ 銀行においてこれを取り扱う。
18. 元利金支払に関する手数料
堺市が本公債の債権者に対する元利金支払を行った者に対して支払う手数料は以下の通りとする。なお、消費税または地方消費税の税率に変更があった場合は、変更日以降は新税率により計算される手数料率とする。
元金支払の場合 支払元金金額の 10,000 分の 0.0825
(うち消費税及び地方消費税相当額 10,000 分の 0.0075)
利金支払の場合 支払利金の対象となる元金金額の 10,000 分の 0.0825
(うち消費税及び地方消費税相当額 10,000 分の 0.0075)

以上